



お知らせ

富士山の麓、日本一美しい富士市へ

美しいまちづくりの日

富士市マナー条例が施行された6月1日を、「美しいまちづくりの日」としています。

この日に合わせ、自宅や事業所周辺などの地域の美化に努めたり、快適な生活環境の保全や創造について家庭や職場で話し合っ理解を深めたりして、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちを築きませんか。

富士市マナー条例とは

正式名称／富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例（平成28年6月1日施行）



【守るべきこと】

- 公共の場所・他人の土地での
- ポイ捨て禁止
- 飼犬等のふん放置禁止
- ※禁止事項に違反した人については、氏名・住所などを公表する場合があります。

【気をつけてほしいこと】

公共の場所での喫煙マナーの徹底

チームちよこ美募集中

富士市民・事業者みんなで行うちよこ美活動の推進チーム「チームちよこ美」の登録者数は現在、3300人を超えました。

さらに、もう一歩踏み出し、既存の活動団体や、企業の美化活動に参加しながら活動の幅を広げ、仲間づくりを進めるちよこ美PLUS活動も展開しています。詳しくは市ウェブサイトを閲覧いただくか電話で環境総務課へ。※申込み後、登録が済み次第、活動に役立つグリーンの手袋とガイドブックを郵送します。

ちよこ美PLUS活動の例



▲海岸清掃の集合写真

問合せ

環境総務課

☎(55)26001 ㊟(5)0522

📧ka-kankyouousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

詳しくはこちら



お知らせ

暴力的行為だけではありません

高齢者虐待を防ぎましょう

高齢化の進行に伴い、誰もが高齢者虐待に直面する可能性があります。虐待を防ぐことができる地域にしていきたいです。

高齢者虐待とは

高齢者虐待には、「高齢者を養護する家族などによる虐待」と「介護施設従事者などによる虐待」があります。「高齢者虐待」と聞くと、叩く、殴る、といった暴力的な行為を思い浮かべるかもしれませんが、言葉の暴力や意図的な無視など、不適切な対応も含まれます。



高齢者虐待には大きく5つの種類があります

- 身体的虐待** けがをさせる、またはけがをするおそれがある行為
- 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）** 養護を著しく怠る行為
- 心理的虐待** 暴言などによって心理的外傷を与える行為
- 性的虐待** わいせつな行為
- 経済的虐待** 高齢者の財産などを不当に処分する行為

虐待の原因

高齢者の認知症の進行や、寝たきりとなることなどで介護の負担が重くなり、介護者が心身ともに疲労して、追いつめられた気持ちになることで発生したり、気がつかないうちに、不適切な介護になったりしていることもあります。

早期発見のために

虐待を早期に発見し、深刻な事態を防ぐためには、高齢者や介護者への地域の温かい見守りや支え合い、介護や認知症への正しい理解が必要です。

- ◆**介護をしている人へ**
一人で悩まず、考え込まず、ぜひ、お近くの地域包括支援センターへご相談ください。
- ◆**地域の皆さんへ**
地域には、高齢者虐待に限らず、認知症などのために困っている高齢者がいるかもしれません。「ちよつと変だな？」と思ったら、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

問合せ

高齢者支援課

☎(55)26511 ㊟(5)2620

📧ho-koureisien@div.city.fuji.shizuoka.jp